

決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艤装関連のみ）

改正対象

鋼船規則 GF 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用（翻訳））

改正理由

低引火点燃料を使用する船舶の安全要件をまとめた IGF コードが 2017 年に発効している。本会は、当該 IGF コードの要件を鋼船規則 GF 編にすでに取り入れている。

2017 年以降、IGF コードは新たに建造される低引火点燃料船に適用し運用されてきたが、これらの運用において新たに必要となった解釈等を含めコードの見直しが行われてきている。その結果、IMO 第 109 回海上安全委員会 (MSC109) において、IGF コードの一部改正が決議 MSC.567(109)として採択された。これらの一部改正は、2028 年 1 月 1 日に発効予定である。

今般、決議 MSC.567(109)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 燃料タンクに面する区画の境界防熱に関して、熱解析により、「A-60」級の仕切りが施される境界と同等の保護を提供する場合の取扱いを規定する。
- (2) 燃料貯蔵ホールドスペースをコファダムとみなすための条件において、真空断熱方式の独立型タンクタイプ C の取扱いを明確化する。

施行及び適用

2028 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD26-11

新	旧	備考
鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船 11 章 火災安全 11.3 防火（IGF コード 11.3） 11.3.1 一般* -1. (省略) -2. <u>燃料タンクに面する区域及び燃料タンクは次の(1)及び(2)の規定によらなければならない。</u> (1) <u>開放甲板上の燃料タンクに面する居住区域，業務区域，制御場所，脱出経路及び機関区域の境界は，「A-60」級の仕切りが施されなければならない。また，船橋の甲板の下面まで「A-60」級の仕切りが施されなければならない。2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては，開放甲板上の燃料タンクに面する境界の内，熱解析により「A-60」級の仕切りが施される境界と同等の保護性能を有すると主管庁が認める最小距離を設けたものも認めることができる。また，当該区画に熱保護を提供する中間構造物を備える場合も認めることができる。なお，上記要件に関わらず，次の(a)及び(b)とすることができる。</u> (a) <u>2028 年 1 月 1 日以降に建造される油タンカー及びケミカルタンカーにあっては，燃料タンクが居住区域，業務区域，制御場所，脱出</u>	鋼船規則 GF 編 低引火点燃料船 11 章 火災安全 11.3 防火（IGF コード 11.3） 11.3.1 一般* -1. (省略) -2. <u>開放甲板上の燃料タンクに面する居住区域，業務区域，制御場所，脱出経路及び機関区域の境界は，「A-60」級の仕切りが施されなければならない。また，船橋の甲板の下面まで「A-60」級の仕切りが施されなければならない。さらに，燃料タンクがバルクパッケージとみなされる場合，燃料タンクは IMDG コードの規定に従って貨物から隔離されなければならない。IMDG コードの積付け及び隔離の要件に従い，開放甲板上の燃料タンクは，class 2.1 に分類される危険物として取扱わなければならない。</u>	Res.MSC.567(109) Item.6

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正（艙装関連のみ）」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>経路及び機関区域の前方に位置する貨物区域内に設置されている場合，R 編 9.2.4-3.で要求される「A-60」級の防熱は，上記の要件を満たすものとみなす。なお，居住区域を囲囲する船楼及び甲板室の側面の保護については，考慮が必要となる場合がある。</u> <u>(b) 2028 年 1 月 1 日以降に建造される船舶にあっては，燃料格納設備からのガス放出源が存在しないと判断する場合，例えば，タンク接続部がタンクコネクションスペースに設けられているタイプ C タンクの場合には，「A-60」級の遮蔽は要求されない。</u> (2) 燃料タンクがバルクパッケージとみなされる場合，燃料タンクは IMDG コードの規定に従って貨物から隔離されなければならない。IMDG コードの積付け及び隔離の要件に従い，開放甲板上の燃料タンクは，class 2.1 に分類される危険物として取扱わなければならない。 -3. 燃料格納設備を含む区域は，A 類機関区域や火災の危険性が高い区画から，「A-60」級の防熱が施されている少なくとも 900 mm の長さをもつコファダムによって隔離されなければならない。燃料格納設備を含む区域と火災の危険性が低い区域との境界の防熱を決定するにあたっては，燃料格納設備を含む区域を R 編 9 章に従って A 類機関区域とみなさなければならない。燃料タンクが独立型タンクタイプ C である場合にあっては，当該タンクが格納されているホールドスペースをコファダムとみなして差し支えない。 (1) 前-3.の最終文にかかわらず，<u>2028</u>年 1 月 1 日以	-3. 燃料格納設備を含む区域は，A 類機関区域や火災の危険性が高い区画から，「A-60」級の防熱が施されている少なくとも 900 mm の長さをもつコファダムによって隔離されなければならない。燃料格納設備を含む区域と火災の危険性が低い区域との境界の防熱を決定するにあたっては，燃料格納設備を含む区域を R 編 9 章に従って A 類機関区域とみなさなければならない。燃料タンクが独立型タンクタイプ C である場合にあっては，当該タンクが格納されているホールドスペースをコファダムとみなして差し支えない。 (1) 前-3.の最終文にかかわらず，<u>2024</u>年 1 月 1 日以	Res.MSC.567(109) Item.7

「決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正(艀装関連のみ)」 新旧対照表

新	旧	備考
降に建造される船舶にあっては、次の(a)及び(b)を条件に、燃料貯蔵ホールドスペースをコファダムとみなして差し支えない。 (a) 独立型タンクタイプ C であって、A 類機関区域又は火災の危険性が高い他の区画の直上にない。 (b) 独立型タンクタイプ C の防熱システムの外表面又はタンクコネクションスペースの境界と「A-60」級の境界までの最小距離が 900 mm 未満でないこと。<u>真空断熱方式の独立型タンクタイプ C にあっては、防熱システムの外表面とは、外殻の外表面を意味する。</u> (-4.から-7.は省略)	降に建造される船舶にあっては、次の(a)及び(b)を条件に、燃料貯蔵ホールドスペースをコファダムとみなして差し支えない。 (a) 独立型タンクタイプ C であって、A 類機関区域又は火災の危険性が高い他の区画の直上にない。 (b) 独立型タンクタイプ C の外殻又はタンクコネクションスペースの境界と A-60 級の境界までの最小距離が 900 mm 未満でないこと。 (-4.から-7.は省略)	
附 則		
1. この改正は、2028 年 1 月 1 日から施行する。		